

## 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 社会福祉法人さくら会が開設する介護老人保健施設ケアセンター南大井（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者の「自主性」と「選択する力」を大切にしながら、その人らしく過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、社会福祉法人さくら会個人情報保護に関する規程に則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

7 当施設は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、認知症及び虐待防止、権利擁護の研修を実施する等の措置を講じることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- |     |       |                   |       |              |
|-----|-------|-------------------|-------|--------------|
| (1) | 施設名   | 介護老人保健施設ケアセンター南大井 |       |              |
| (2) | 開設年月日 | 平成12年5月1日         |       |              |
| (3) | 所在地   | 東京都品川区南大井5丁目19-1  |       |              |
| (4) | 電話番号  | 03-5753-3901      | FAX番号 | 03-5753-3955 |

- (5) 管理者名 介護老人保健施設ケアセンター南大井 施設長
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1357080864号）

（従業者の職種、員数）

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人以上
- (2) 医師 1人以上
- (3) 看護職員 2人以上
- (4) 介護職員 4人以上
- (5) 相談員 2人以上
- (6) 機能訓練指導員 3人以上

（従業者の職務内容）

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (5) 相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 機能訓練指導員は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日及び年末年始を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後17時30分までを営業時間とする。

（利用定員）

第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、50人とする。

（事業の内容）

第9条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう、）医師、機能訓練指導員等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助を実施する。

- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

（利用者負担の額）

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- （1） 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- （2） 食費、おむつ代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の送迎の実施地域は品川区とする。

（身体拘束等）

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第13条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。
- ・ 東京都受動喫煙防止条例に基づき全館禁煙とする。
- ・ 設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用をする。これに反した利用により破損が生じた場合、弁償を求められることがある。
- ・ 金銭・貴重品などの管理は、やむを得ない場合を除き、利用者自身での管理とする。
- ・ 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、当施設の医師が必要性を認めた場合について行うことができる。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- （1） 防火管理者には、法人全体の管理職の中から1名を充てる。
- （2） 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- （3） 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- （4） 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- （5） 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊

を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
- ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第16条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人さくら会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第20条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待の防止等)

第 22 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再生を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第 23 条 当施設において、感染症や非常災害時において、指定通所リハビリ等業務を継続的に行うにあたっては、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設では、従業者に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を計画的に行うこととする。
- 3 当法人に設置された感染予防対策委員会において、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置を講じる事とする。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人さくら会の理事会において定めるものとする。
- 4 当施設において、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることとする。

付 則（平成 23 年 3 月 25 日理事会決定）

この運営規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 29 日理事会決定）

この運営規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 26 日理事会決定）

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

付 則（平成 30 年 3 月 22 日理事会決定）

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成30年6月1日理事会決定）  
この規程の改正は、平成30年8月1日より適用する。

附 則（平成30年12月6日理事会決定）  
この規程の改正は、平成31年1月1日より適用する。

附 則（令和1年9月20日理事会決定）  
この規程の改正は、令和1年10月1日より適用する。

附 則（令和1年12月5日理事会決定）  
この規程の改正は、令和1年7月1日より適用する。

附 則（令和3年3月26日理事会決定）  
この規程の改正は、令和3年4月1日より適用する。

附 則（令和4年9月14日理事会決定）  
この規程の改正は、令和4年10月1日より適用する。

附 則（令和5年3月24日理事会決定）  
この規程の改正は、令和5年4月1日より適用する。

付 則（令和5年12月7日理事会決定）  
この規程の改正は、令和6年1月1日より適用する。